

令和5年10月2日

令和5年9月6日付け 特別委員会からの資料請求

市長公室秘書広報課

■資料4「署名に記載のある方から届いた声」の①②③にあたる53名の氏名・住所等、署名に記載された情報

本市では、資料請求につきましては、市情報公開条例に準じて資料の開示を行っております。

本請求の資料交付にあたりましては、個人に関する情報であり、氏名の記述により特定の個人を識別することができるものであります（かすみがうら市情報公開条例第9条第1項第2号）。また、公にすることにより、特定の者に不利益を及ぼすおそれのある情報であります（同条例第9条第1項第5号）。そのため、公開できないものとなります。

<ご提案>

資料4「署名に記載のある方から届いた声」の①②③にあたる53名の方に、「署名に記載された氏名及び住所、回答に対しての声」を調査特別委員会に提供することに関して、各々に意思確認をさせていただき、承諾を得られた方のみ情報を提出することでいかがか、貴委員会での判断をお願いできればと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

資料請求書（議員用）



令和 5年 9月 6日

かすみぐら市長 宮 嶋 謙 様

申請者

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる

久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢口 龍人

委員会の調査活動・議案審議等の基礎資料とするため、下記の資料の交付を請求します。

1 期限の目安	令和 5年 9月 21日 (資料が出来次第速やかに提出)	担当部署名	備 考
2 請求する資料 の件名、内容 等	令和5年8月28日開催の当委員会 で提出された説明資料のうち、 資料4について ・「署名に記載のある方から届いた 声」の①②③にあたる計53名の 氏名・住所等、署名に記載された 情報	市長公室秘書 広報課	【請求事由】 本市情報公開条例は、公文書に対する一般市民からの情報公開請求について 公開義務の範囲を定めたものであり、今回のような市の機関から他の機関 (議会)という、機関相互間の個人情報提供に関するルールとしては、「個人情報 の保護に関する法律」第69条が適当と考えます。同条は、第2項第3号にお いて、例外として「個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業 務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報 を利用することについて相当の理由があるとき」の提供を認めています。 本委員会の調査は「法令の定める事務」であり、当該の要望署名における 私文書偽造の疑いを解明することが目的であることから、問題の文書そのも のを資料として審査する必要があり、当該の情報の提供を受けるに相当の 理由であると考えております。

- ※請求された資料を交付すると決定した場合には、速やかに、交付決定書とともに交付資料を議会事務局へ送付願います。
- ※請求された資料を交付できないと決定した場合には、速やかに、不交付の理由を記載した文書を議会事務局へ送付願います。
- ※ホームページやインターネット等で取得できるものは、個人で取得するものとし、回答の際には検索キー等を明示願います。
- ※資料請求の期限の目安については、10日から14日（請求日は土・日・祝日を除く）とし、整い次第、速やかに交付することとします。
- ※期限内に交付できない場合には、議会事務局へ連絡願います。